

山口県支部

山口県における地域資源の研究報告書

第Ⅰ章 中小企業地域資源活性化プログラムとは

地域資源がクローズアップされている理由の一つとして、有効求人倍率の地域間格差や山口県の将来的な人口の推移から、「地域の強み」である「優れた地域資源」の活用が求められていることやそのための国の施策としての「中小企業地域資源活性化プログラムの創設」について、過去の地域資源活用事例や具体的な支援体系やスキームについて説明している。

第Ⅱ章 中小企業地域資源活動促進法とは

経済産業省を始めとする関係6省（総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省）が、この支援プログラムの根拠法である「中小企業地域資源活用促進法」に基づき、各都道府県から申請された「地域産業資源活用事業の促進に関する基本的な構想（基本構想）」の認定を行ったことについて説明している。

今回、山口県で採択された地域資源が125件あり、内訳では、農林水産物が45件、鉱工業品・技術が18件、観光資源が62件であった。

第Ⅲ章 研究対象とした地域資源

山口県全域としての地域資源として、農林水産物を1件。各市町村で採択された地域資源から農林水産物を6件。鉱工業品・技術を3件。観光資源を5件の合計15件を研究対象とした。これら15件を研究対象とした共通の理由として、当支部として中小企業地域資源プログラムの『地域資源売れる商品づくり支援事業』としての事業化が見込まれる点や、地域にとっても活力が期待できる地域資源を選定したつもりである。

